

保険

INSURANCE

高朋の保険弁護士チームは保険法に基づいて保険会社、被保険者、保険仲介機構などで発生した保険紛争やその他の財産保険、人身保険紛争、保険コンプライアンスなどの非訴訟法的事務を処理する。

保険分野における高朋の法務サービスには以下を含む：

財産損失保険

- 住宅、車両およびその他の個人または企業の財産が偶発的な事件によって被る損失の補償に関する問題です。

責任保険

- 公衆責任保険、製品責任保険、雇用主責任保険、職業責任保険などを含み、被保険者が第三者に対して負う可能性のある民事賠償責任を保障します。

短期健康または事故傷害保険

- 疾病や事故による医療費や収入損失の補償に関する問題です。

保険者の代位求償権

- 第三者による保険対象への損害が原因で保険事故が発生した場合、保険者は被保険者に保険金を支払い、その支払い額の範囲内で被保険者が第三者に対して求償する権利を代位行使します。